

No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
1	募集要項	1	第2	1	(4)	本施設の位置づけ	「こども発達センター」の一部の運営については、「こども発達支援センター」の運営者として別途、指定管理者を平成27年12月頃指定する予定とありますが、募集スケジュール及び参加資格の想定をご教示ください。	4月28日に公表した対面対話による質疑に対する回答No.1のとおり、岡崎市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例及び指定管理者制度導入に関する方針に沿って選定します。詳細は現段階では未定です。
2	募集要項	2	第2	1	(6)	基本方針	「(ア)障がい者の働く場となる施設」とありますが、障がい者を雇用した場合の賃金水準がありましたら、ご教示ください。また、現在施設内で雇用している障がい者の方がいれば、担当業務内容と人数をご教示ください。	雇用の条件について、水準を特に設定していません。雇用契約を締結する場合は、最低賃金以上の条件によることが原則ですが、最低賃金によることができない特段の理由がある場合には労働局の許可を得てください。参考に、平成24年度における愛知県内就労継続支援A型事業所の平均工賃(時間額)は、806円です。同様に、愛知県内就労継続支援B型事業所の平均工賃(時間額)は、172円です。 現在施設内の雇用に関しては、把握しておりません。
3	募集要項	2	第2	1	(6)	基本方針	(ウ)ユニバーサルデザインの理念に沿った施設 「音声案内、電光掲示板の設置」とありますが、音声案内は主に視覚障がい者、電光掲示板は聴覚障がい者への配慮を想定していると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、視覚障がい者、聴覚障がい者への配慮として、音声案内や電光掲示板の設置以外の提案を頂いても結構です。
4	募集要項	2	第2	1	(6)	基本方針	(エ)既存施設を活用した効率的な施設 「時代ニーズに合ったレイアウト」とありますが、時代ニーズとは具体的にどのようなニーズを意味しておりますでしょうか。ご教示ください。	既存施設が建てられた時代と比べ、住環境性能(快適性・利便性)が向上したことを時代のニーズと捉えています。
5	募集要項	5	第2	1	(6)	事業の概要	(ア)設計・建設業務 「周辺家屋影響調査・対策業務」とありますが、周辺家屋のエリアについて、具体的なご教示をお願いします。	建物の形状、工法等により影響する範囲が変わりますので、提案によります。
6	募集要項	8	第2	1	(10)	事業スケジュール	既存体育館の改修工事の着工時期の記載がないようですが、着工時期については、事業者の都合で決定してよろしいのでしょうか。	こども発達センター既存部分の一部として計画してください。
7	募集要項	8	第 2	1	(10)	供用開始日	供用開始日を早めることは認めるとありますが、早めた期間に相当する維持管理・運営業務に係る対価はお支払いいただけたらと考えてよろしいでしょうか。	提案価格に含めて提案してください。
8	募集要項	11	第3	1	(1)	応募者の構成等	設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業、運営企業とは別に、事業マネジメント業務のみを行う企業が代表企業を務めることは可能との理解でよろしいでしょうか。 その場合、貴市の競争入札参加資格者名簿に登録されておれば、別に資格は必要ないとの理解でよろしいでしょうか。	募集要項を修正しました。 修正後の募集要項 第3 応募に関する条件等を参照してください。 後段については、ご理解のとおりです。
9	募集要項	11	第3	1	(3)	応募資格	SPC管理やファイナンスを担当する企業が構成員や協力会社になることについては特段問題ないと考えてよろしいでしょうか。(この場合の満たすべき資格は“第3 1(3)ア～ウに記載の内容と考えればよろしいでしょうか”)	回答No.8を参照してください。
10	募集要項	11	第3	1	(3)	応募資格	現時点で市の競争入札参加資格者名簿に登録されていない企業が構成員や協力会社になろうとする場合、当該名簿への登録期間は別途設けていただけたらと考えてよろしいでしょうか。	6月17日にホームページで告知したとおり、別途設けることはありません。7月15日までに登録手続きをお願いします。

No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
11	募集要項	11	第3	1	(3)	募集者の参加資格要件	「ア参加資格確認基準日において、市の競争入札参加資格者名簿に登録されていること」とありますが、新たに名簿の登録申請を行った場合、名簿の登録が参加資格確認基準日に間に合わないことも想定されます。その場合の措置はありますでしょうか。	回答No.10を参照してください。
12	募集要項	12	第3	1	(4)	応募者の制限	本項にて規定される応募者の制限は、構成企業及び協力企業（以下「構成企業等」という。）に適用されるものであって、SPCへの出資や融資のみを予定する構成企業等以外の者には適用されない、との理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
13	募集要項	15	第4	1		事業者の募集・選定スケジュール	こども発達センター新築部分の敷地についての造成工事の入札参加は本PFI事業の参加資格に影響しないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	募集要項	18	第4	2	(6)	競争的対話参加申込み及び質問の受付	イ提出書類 「(イ)概要提案書(任意様式)」とありますが、それぞれの項目に対しての枚数も任意という理解でよろしいでしょうか。	枚数について制限は設けていませんが、分かりやすく簡潔にまとめてください。
15	募集要項	18	第4	2	(6)	競争的対話	競争的対話への参加は応募者の希望によるとありますが、参加を希望しない場合は、評価に影響はありますか。	影響ありませんが、市との認識のずれを修正する唯一の機会ですので、積極的な参加を期待しています。
16	募集要項	26	第 7	4		契約保証金	募集要項では契約保証金の納付の代替手段として履行保証保険に限定していますが、岡崎市工事請負契約約款第4条第1項第2号に該当する銀行等の保証、又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証でも代替可能でしょうか？	ご理解のとおりです。
17	要求水準書 （総則・全体概要・設計建設業務編）	5	第2	2	(3)	ウ 障がい者スポーツの拠点	「福祉の村体育館は、車いすバスケットボールやサウンドテーブルテニス等障がい者の特性に合わせてスポーツを楽しむことのできる市内では数少ない施設のひとつである」とありますが、現在の利用状況について、資料をご提示ください。	別添資料のとおり
18	要求水準書 （総則・全体概要・設計建設業務編）	5	第2	2	(3)	避難訓練やイベント等	「福祉施設全体での避難訓練やイベントの実施により、…（略）…中核的な役割を担う施設とする」とありますが、福祉の村全体での、避難訓練やイベントの実施が本事業の業務範囲となるのでしょうか。それとも、他の障がい者施設の指定管理者が実施する避難訓練やイベントに協力することが、業務範囲ででしょうか。ご教示ください。	最低限求めるのは後者ですが、必要に応じて前者の提案も期待しています。
19	要求水準書 （総則・全体概要・設計建設業務編）	5	第2	2	(2)	こども発達センター	イ 安全に配慮した施設 「想定外の行動」とありますが、既存施設において事故や飛び出しにつながる「想定外の行動」の記録等、「想定外の行動」を具体的に把握できる資料はありますでしょうか。	「想定外の行動」の記録等、「想定外の行動」を具体的に把握できる資料はありません。 ここで示す「想定外の行動」とは、発達障がい児（特に注意欠如多動症（ADHD））の特性として挙げられる事例を示したものです。
20	要求水準書 （総則・全体概要・設計建設業務編）	9	第3	1	(1)	こども発達センター	65台程度の駐車場とありますが、職員用も含むと考えてよろしいでしょうか。また、職員用と来客用は分離する必要はありますか。	職員用の駐車場は想定していません。利用者（来客）用の駐車場として整備してください。
21	要求水準書 （総則・全体概要・設計建設業務編）	9	第3	1	(2)	新友愛の家	ウ 「清楽荘東側に隣接する浴室棟を解体」とありますが、「浴室棟」とは、資料A3敷地周辺図の「倉庫」と記載のある棟の認識でよろしいでしょうか。また、この解体時期は、平成28年4月から着工可能という理解でよろしいでしょうか。また、解体後、資材置場等で使用することは可能でしょうか。	浴室棟は資料A3中央やや右寄りの「車庫」と記載のある棟です。 募集要項添付資料(2)のとおり、清楽荘の建物に着手できるのはこども発達センター新築部分の供用開始後になります。 こども発達センター新築部分の供用開始前は、若葉学園の利用児への影響を避けるため、浴室棟の解体は行わないでください。

No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
22	要求水準書 (総則・全体概要・設計建設業務編)	9	第3	1	(3)	既存施設の改修利用	(ウ)備品 「こども発達支援センター等においても引き続き使用するものについては」とありますが、引き続き使用する場合の備品の耐用年数はどのように考えたらよろしいでしょうか。参考になる資料がありましたら、ご教示ください。また、事業者が更新する備品の対象となっていないと考えてよろしいでしょうか。	引き続き使用する備品については、備品設置のスペースを用意してください。耐用年数を示す資料はありませんが、ご理解のとおり、事業者が更新する備品には含まれません。
23	要求水準書 (総則・全体概要・設計建設業務編)	12	第3	2	(2)	既存施設概要	友愛の家等の耐震診断は平成16年に実施されておりますが、診断評価は受けていますか。	愛知県建築住宅センターの評価を受けています。
24	要求水準書 (総則・全体概要・設計建設業務編)	12	第3	2	(2)	既存施設概要	親友愛の家等の既設改修する建物は昭和49年の建物もあり、約40年経過していますが、改修工事を行ったあと何年程度利用されるのでしょうか。想定範囲でも構いませんので、教えていただけたらと思います。	岡崎市市有建築物管理基本方針により、目標耐用年数を80年としております。今回の事業は、築後40年経過以降に実施するリノベーションと位置付けています。
25	要求水準書 (総則・全体概要・設計建設業務編)	12	第3	2	(2)	既存施設概要	解体する清楽荘の浴室棟の杭等の撤去は必要でしょうか。	原則撤去をお願いします。設計図面を閲覧できますので、杭の位置、本数等は各自ご確認ください。
26	要求水準書 (総則・全体概要・設計建設業務編)	14	第3	2	(3)	施設利用者数の想定	1日あたりの施設利用者数が提示されておりますが、この数字は既存施設の利用実績をもとに想定される利用者数と考えてよろしいでしょうか。	4月7日に公表した実施方針等に係る質問への書面回答No.49のとおり、支援センターの利用者については、現存施設の利用者実績を加味した利用者数となっています。そのほかについては、諸条件を考慮した上で検討した値を示しています。
27	要求水準書 (総則・全体概要・設計建設業務編)	15	第2	2	(4)	職員数	イ 新友愛の家の職員数に関して、基幹相談支援センター、福祉の村管理事務所、障がい者団体事務所のその他の欄で想定されている職員の方の、所属先等についてご明示ください。	4月7日に公表した実施方針等に係る質問への書面回答No.6及びNo.7のとおりです。 現状、基幹相談支援センターについては、社会福祉法人岡崎市社会福祉協議会、社会福祉法人岡崎市福祉事業団、社会福祉法人愛恵協会、特定非営利活動法人岡崎自立生活センターぴあはうすの4法人に委託しています。福祉の村管理事務所については、本事業の対象外となっている福祉の村の指定管理者(現状は社会福祉法人岡崎市福祉事業団)、障がい者団体事務所は岡崎市障がい者福祉団体連合会を想定しています。なお、現在の指定管理者の指定期間は平成27年度までであり、平成28年度以降の指定管理者の選定は平成27年度に行う予定です。
28	要求水準書 (総則・全体概要・設計建設業務編)	17	第3	3	(2)	設計・建設業務に関する要求水準	ア 事前調査業務 (イ) 「事業者の提案により、事業を実施する敷地を市の示した平地部分から拡張した場合」とありますが、平地部分の拡張とはどのようなことを想定されていますか。	要求水準書(総則・全体概要・設計建設業務編)17頁「ア事前調査業務」の「(イ)事業者の提案により、事業を実施する敷地を市の示した平地部分から拡張した場合は、正確な事業面積の算定を行うこと」を削除します。
29	要求水準書 (総則・全体概要・設計建設業務編)	19	第3	3	(2)ウ	建設工事全般	建設工事の中で、新築・改修とありますが、建設企業間での役割分担(乙型JV)の形は可能でしょうか？	可能です。

No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
30	要求水準書 (総則・全体概要・設計建設業務編)	25	第3	3	(2)キ (カ)	備品等設置業務	完成確認までに備品及び扉について、耐震対策や動作確認を行うようにとありますが、どの程度の検査まで求められておりますか。	地震発生時に家具等が倒れる事が無いよう固定されており、備品や扉が供用開始時に問題無く作動することを確認してください。
31	要求水準書 (総則・全体概要・設計建設業務編)	28	第3	4	(1)	動線計画	歩車道分離等を考慮し、北側の接道から搬入用の車両等の進入を計画してもよろしいでしょうか。	敷地内への車両の進入は、市道福祉センター北線からのみとしてください。
32	要求水準書 (総則・全体概要・設計建設業務編)	28	第3	4	(1)	動線計画	新設部と既設部とは反屋外の屋根で連結させるとあるが、屋内空間で連結させる必要はありますか。	雨天時も利用者が濡れずに新築部分と既存部分を行き来することを目的としていますので、半屋外でも屋内でも目的を達成できる方法でご提案ください。
33	要求水準書 (総則・全体概要・設計建設業務編)	28	第3	4	(1)	動線計画	新築と既設をつなぐ部分は高低差があるが、EV等の設置は必要ありますか。	提案によります。
34	要求水準書 (総則・全体概要・設計建設業務編)	31	第3	5	(2)	こども発達センター	こども発達センターの対象年齢は何歳から何歳までとなりますか。	4月28日に公表した対面对話による質疑に関する回答No.23のとおり、支援センターは未就学児のみですが、医療センターは、基本計画で示したとおり、未就学児を基本としつつ、再診等で継続的に利用する子どもについては受け入れる考えです。ただし、医師は小児科医なので、小学高学年程度までの利用ではないかと考えています。相談センターも、未就学児が基本ですが、中には小・中学生も利用するかもしれないと考えています。
35	要求水準書 (総則・全体概要・設計建設業務編)	35	第3	5	(2)	相談センター全体に係る要求水準	No.107:給湯室(No.319給湯室 支援センターも同様) 給湯室の設備は給湯のみで、ガスコンロ等の設置は不要との理解でよろしいでしょうか。また、備品リスト以外の備品の準備は基本的に不要と考えてよろしいでしょうか。	最低限求めるのはご理解のとおりですが、利便性を高める提案を期待しています。
36	要求水準書 (総則・全体概要・設計建設業務編)	39	第3	5	(2)	医療センター	集団療育室での機能は何でしょうか。運動やイベント等を行う場合、天井高はどのくらい必要でしょうか。	集団での親子療育で使用します。音楽に合わせて体を動かす等通常の運動の範囲を想定しています。天井高は提案によります。
37	要求水準書 (総則・全体概要・設計建設業務編)	40	第3	5	(2)	こども発達センター	作業療法室の具体的な機能は何でしょうか。また、運動等を主体とした場合、天井高はどのくらい必要でしょうか。	主に作業療法(トランポリンやブランコを利用した平衡感覚の育成等)で使用します。天井高は要求水準に記載のとおり3,000mm以上を確保してください。
38	要求水準書 (総則・全体概要・設計建設業務編)	47	第3	5	(2)	支援センター	子ども支援センターの遊戯室は可動間仕切り等で分割する必要はありますか。	諸室No.303訓練室《単》の要求水準に記載のとおり、訓練室《単》と遊戯室《単》の間は可動壁を設けてください。その他の可動式間仕切りは提案によります。
39	要求水準書 (総則・全体概要・設計建設業務編)	51	第3	5	(2)	こども発達センター	No.310:訓練室 「トランポリンなどができるように、天井の高さは3,000mm以上を確保すること」とありますが、トランポリンを設置する部屋は基本的に、この高さを最低限確保すれば安全性は保たれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	要求水準書 (総則・全体概要・設計建設業務編)	52	第3	5	(2)	支援センター	一般開放対応遊戯室は可動式間仕切り等で分割する必要はありますか。	諸室No.310訓練室《親》の要求水準に記載のとおり、訓練室《親》と一般開放対応遊戯室《親》の間は可動壁を設けてください。その他の可動式間仕切りは提案によります。
41	要求水準書 (総則・全体概要・設計建設業務編)	54	第3	5	(2)	支援センター	園庭または水遊び場は、プライバシーの点から、外部からの視線を考慮した計画とすべきでしょうか。	基本方針のとおり、利用者のプライバシーが確保され、利用者が安心して過ごせる施設として計画してください。

No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
42	要求水準書 (総則・全体概要・設計建設業務編)	71	第3	5	(2)	こども発達センター	No.507:夜間受付 夜間受付は21時までの運用であり、21時から朝8時30分までの一時保護場所としての利用の対応は、市が別途行うということよろしいでしょうか。	諸室No.507夜間受付で行う業務は、業務要求水準書(維持管理・運営業務編)22ページに記載されているこども発達センター有料貸出施設の管理です。21時から17時15分までの間は、特に役割はありません。 なお、諸室No.705精神障がい者交流スペースにおける被保護者対応は、市で別途業務委託した基幹相談支援センターが行います。
43	要求水準書 (総則・全体概要・設計建設業務編)	77	第3	5	(3)	新友愛の家	No.702:交流スペース 「市内の障がい福祉サービス事務所で製造された製品の販売のスペースとして」とありますが、事業者は販売者から賃料を得られると理解してよろしいでしょうか。	ふれあいショップは市の事業ですので、賃料は発生しません。
44	要求水準書 (総則・全体概要・設計建設業務編)	76～83	第3	4	(1)	新友愛の家	個々の要求の室面積が既設施設で対応出来ない場合は増築を検討してもよろしいですか	個々の要求の室面積は、既設施設で対応可能と判断しておりますので、既存施設の増築は想定していません。ただし、エレベーター設置等のバリアフリー対策についてはこの限りではありません。
45	要求水準書 (総則・全体概要・設計建設業務編)	79	第3	5	(3)	障がい者団体事務所	No.713:障がい者団体事務所 障がい者団体連合会等、使用される方は常駐されるのでしょうか。	障がい者団体事務所は、複数の障がい者団体が交代で使用する形を想定しています。特定の団体が常駐するものではありませんが、常にいずれかの団体が使用している状態になります。
46	要求水準書 (総則・全体概要・設計建設業務編)	79	第3	4	(1)	新友愛の家	最も大きなスペースとして多目的室(160㎡)がありますが、要望の天井高はどれくらい必要でしょうか？	提案によります。
47	要求水準書 (総則・全体概要・設計建設業務編)	86	第3	6	(1)	共通事項	「監視カメラと連携して、1階外部開口部分及び個人情報进行管理する室周辺に最適な機械警備センサー設備を」とありますが、「個人情報を管理する室」について具体的にお示しください。	諸室No.102サーバー室及びNo.108資料保管室を想定しています。
48	要求水準書 (総則・全体概要・設計建設業務編)	94	第3	7		外構計画	今回改修する既設の建物の廻りの外構は、新しく設計してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
49	要求水準書 (総則・全体概要・設計建設業務編)					資料A 7	造成後の敷地測量図のCADデータの資料提供をしていただくことは可能でしょうか。	7月現在のものが提供できます。今後行う各種申請の結果により微調整されることがありますのでご了承ください。
50	要求水準書 (総則・全体概要・設計建設業務編)					資料A 7	既設のめばえの家の西側の擁壁は施設の連結等を考慮して、一部撤去してもよろしいでしょうか。	砂防法をはじめ、関係法令や基準等を遵守し、安全性を担保した上で、事業者の責任で擁壁の撤去をして頂いても構いません。
51	要求水準書 (総則・全体概要・設計建設業務編)					資料A 8	敷地南東付近において水が溜まっている部分が見受けられますが、かつては池だったのでしょうか？	以前は田でした。
52	要求水準書 (維持管理・運営業務編)	5	第4	3	(1)エ	要求水準	建築物保守管理業務年間計画書に基づき点検を実施いたしますが、要求水準にある外壁については、年に1回程度と考えてよろしいでしょうか。	関係法令を遵守した上で、建築物の仕様により、必要な点検の頻度を提案してください。
53	要求水準書 (維持管理・運営業務編)	13	第4	3	(6)(イ) k	定期清掃衛生管理	給食室について定期的な清掃は求められておりますが、毎日行う清掃は、貴市が委託される調理業者が行うと考えてよろしいでしょうか。	給食室のうち、汚染作業区域及び非汚染作業区域並びに調理員用更衣室の日々の清掃は、本事業の業務範囲外とします。その他の一般区域(調理員用トイレ、洗濯物干し)及び付帯施設(ごみ置き場)の清掃は本事業の業務範囲とします。

No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
54	要求水準書 (維持管理・運営業務編)	13	第4	3	(6) (イ) k	定期清掃衛生管理	貴市が現在調理委託されている企業名をご開示ください。	現在の指定管理者(社会福祉法人岡崎市福祉事業団)の職員が行っております。
55	要求水準書 (維持管理・運営業務編)	16	第5	1	(2)	施設の利用時間及び休業日	こども発達センター及び新友愛の家の利用時間は基本的に21:00までとなっておりますが、時間の変更は可能でしょうか。	4月7日に公表した実施方針に係る質問への回答No.67、No.88等にあるとおり、利用時間は要求水準のとおりとしてください。ただし、利便性を向上する提案については、協議することとします。
56	要求水準書 (維持管理・運営業務編)	18	第5	2	(3)	新友愛の家 運営業務	要求水準を超えた内容の付加価値提案を検討していますが、提案として評価されますでしょうか？	評価されるか否かは提案の内容によりますが、市としては、応募者からの付加価値提案を期待しています。要求水準書を満たした提案は審査基準書における「基礎審査」の範疇であり、それ以上の提案については「加點審査」で評価します。
57	要求水準書 (維持管理・運営業務編)	18	第5	2	(2)	新友愛の家 運営業務	運営主体が1つに集中している場合、運営部分についての評価はどのようになるのでしょうか？	運営主体が1つに集中した場合であっても、提案内容が同じとは限りませんので、それぞれの提案内容に応じて、審査基準書に基づいた評価を行います。
58	要求水準書 (維持管理・運営業務編)	20	第2	3	(1)	予約システム	貴市が用意する予約システムの概要をご提示ください。	クラウド型の電子カルテに搭載された予約機能の活用を想定しています。
59	要求水準書 (維持管理・運営業務編)	25	第5	3	(2)	新友愛の家	【要求水準】「身体障がい者のうち、聴覚障がい者向けの定期講座を開催する場合は、岡崎市手話通訳者等及び要約筆記奉仕員派遣事業を利用するなど・・・」とあるが、岡崎市の社協は講座受講での手話通訳者は派遣できないことになっている。また、4月7日の質問への回答でも「市が手話通訳を派遣することはありません」とある。どのように解釈したらよいのか教えていただきたい。	4月7日に公表した実施方針等質問への書面回答No.81にあるとおり、市から直接派遣することはありません。市の事業の中で利用できるものがある場合、利用することは差し支えありません。また、各団体との派遣交渉は、講座開催者となります。交渉の結果については、市は責任を負いません。
60	要求水準書 (維持管理・運営業務編)	31	第5	3	(2)	ボランティアの養成講座の企画運営会議の開催	「ボランティア団体と講座プログラムについて協議し・・・」という部分が「ボランティアセンター」に変わったが、各ボランティア団体と協議するのではなく社会福祉協議会と協議するということなのか。	ボランティアの養成講座は、個々のボランティア団体のニーズに拠るのではなく、ボランティアセンターが総括することが望ましいと考え、このようにしました。社会福祉法人岡崎市社会福祉協議会ボランティアセンターと協議してください。
61	支払方法説明書	8	第4	2		サービス購入料A－2、A－4及びB－2	工期短縮を期待されておりますが、工期短縮により所有権移転時期や完成確認時期が変更された場合、第一回目割賦支払分は、3ヶ月分とならないため、元利均等での計算ができず、収支計画が立てられません。具体的な計算方法を早急にご教示ください。	第1回支払分が3箇月に満たない場合は支払回数を計61回とし、第1回の支払は利息のみを支払い、第2回から第61回までの60回を元利均等で支払います。
62	支払方法説明書	9	第4	3、4		サービス購入料C～H	サービス購入料C～Hはそれぞれについて、初回を除き各回均等額になると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
63	支払方法説明書	9	第4	3		サービス購入料C、D及びE	工期短縮を提案し、各施設の供用開始時期が変更された場合、第一回目サービス購入料支払分は、平準化払いの原則から外れるとの理解でよろしいでしょうか。サービス購入料F、G及びHについても同様です。	回答No.62を参照してください。
64	支払方法説明書	11	6	(4)		光熱水費相当額	事業者が前払いを受ける光熱水費相当額については、実際の光熱水費の支払いまでの間、事業者名義の預金口座で管理することが想定されますが、預金として取扱うことによって発生する利息等については、事業者の収入としてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。

No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
65	支払方法説明書	13	第5	1	(1)	設計・建設業務に係る対価	金利変動による改定が行われ、サービス購入料A-2、A-4、B-2が市の想定金額を超えた場合、増額分については別途のタイミングで支払うとありますが、その場合、別途のタイミングで支払われるまでのSPCにおける資金立替経費は市から頂戴できると考えてよろしいでしょうか。	合理的に判断できる範囲で市の負担とします。
66	支払方法説明書	13	第5	1	(1) イ	改定方法	サービス購入料A-2、A-4、B-2に係る金利確定日について、供与開始月1日の2銀行営業日前とすることが定められていますが、当該内容では、事業者における一般的な資金調達時期(施設引渡時)と金利確定日との間にズレが生じるため、低利での資金調達が困難となる可能性があります。つきましては、金利確定日を各施設の引渡日の2銀行営業日前とすること、若しくは金利確定日に係る定めを優先交渉権者決定後の協議可能事項とすること、についてご検討いただけませんか？	優先交渉権者決定後の協議可能事項とします。
67	支払方法説明書	14	第5	1	(2)	物価変動による改定	物価変動によりサービス購入料A及びBが改定される場合、融資契約の変更等に係る費用が発生し、貴市のご負担が増加することとなります。当該対価の変更相当額は、引渡し後、事業費とは別に一時金としてお支払い頂けないでしょうか。また、一時金としてお支払い頂けなく、事業費の改定となされる場合は、融資契約・保険料変更等に係る費用も貴市がご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	改定した額の支払方法については協議の対象とします。後段については、合理的に判断できるものに限り市の負担としますが、事業者においても一定の余裕を見込んでおいてください。
68	支払方法説明書	15	第5	1	(2)ウ (イ)	対価改定の参照指標	建設工事費デフレーターが参照指標の選択肢としてありますが、建設工事費を構成する要素費用のウェイトが5年間変更がないと認識しており、今回採用された根拠をお示ください。	国が行う統計に基づくものであり、客観性が高い指標であることから、採用しました。 指標について、事業者においてより最適と考える指標を提案できるように設定していますので、より適切と考える指標をご検討ください。
69	モニタリング・減額方法説明書	2	第1	2		モニタリングと減額の対象となるサービス	設計・建設業務費は、但し書で「支払を留保する場合がある」とありますが、留保されるのは、引渡しが遅延した場合のみとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
70	モニタリング・減額方法説明書	10	第2	5	(2)	要求水準未達成の場合の措置	設計・建設業務費の減額は行わないと第1.2で記載されていますが、なお書で「市は、自らが改善を行う場合に想定される適切な費用が支払未了の施設整備費を超える場合は、当期の支払未了のサービス対価から減額を行い・・・」ともあります。減額は、維持管理・運営費の支払未了分を指しており、設計・建設業務費の支払未了分には及ばないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
71	基本協定書(案)		第8条	2		事業契約の不調	「構成企業又は協力企業の責めに帰すべき事由により、事業契約の締結に至らなかった場合は、既に市及び構成企業が本事業の準備に関して支出した費用は、全て構成企業が連帯して負担する」とありますが、市が本事業の準備に関して支出した費用とはどのような項目でいくらかの想定になるのでしょうか。	項目については、事業者の選定に要した人件費やアドバイザーの委託料等が想定されます。金額については、事業契約の不調となった時期より異なるため、現時点では算出できません。

No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
72	事業契約書（案）	1	第5条	2		本事業の概要	「設計建設業務及び維持管理・運営業務の『詳細』は、別紙2として添付する事業計画書において明示し、」とありますが、「事業計画書」は定義集において「概要」を定めるものとされており ます。 実態としても定義集の定義が正しいと思われますので、訂正頂けないでしょうか。	事業契約第5条第2項の「詳細」を「概要」に修正します。
73	事業契約書（案）	2	第5条	3		本事業の概要	「本施設の名称は、市が定める権利を有する」とありますが、事業者で愛称やキャラクターを提案することは可能でしょうか。	愛称は平成28年度中の公募を予定しています。業務要求水準書（維持管理・運営業務編）20ページにより、こども発達センターロゴマークとキャラクターの考案が業務に含まれています。
74	事業契約書（案）	2	第7条	4		事業者	貴市は、事業者から業務を受託する第三者を「理由を付記して、いつでもその交代を請求することができる。」とありますが、合理的か否かを問わず理由を付記すればいつでも交代を請求できると読み取れます。「モニタリング・減額方法説明書」の13頁にある「＜参考＞施設の引渡し以降のモニタリング（維持管理・運営段階）から改善勧告、減額等への流れ」の※にあるとおり、「同一の原因に同一事象で2回目以上の改善勧告が出された場合は、市は業務担当者の変更、又は業務実施企業の変更を求めることができる」に訂正頂けないでしょうか。	不合理な理由で交代を請求することはありませんので、原案どおりとします。
75	事業契約書（案）	3	第9条	2		本土地の使用	「本土地」は施工場所のみが定義されていますが、添付資料「土地の使用可能範囲図」で示されています現場事務所等用地も、「本土地」に含まれ、無償貸与の対象との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
76	事業契約書（案）	4	第11条			本施設の設計	本条の第2・3・4・5項にあります貴市による承認・確認は、遅滞なく行われるとの理解でよろしいでしょうか。また、合理的な期間を設けて、市からの通知が無い場合は、承認・確認されたこととみなして差し支えないとの理解でよろしいでしょうか。	市による承認及び確認は、遅滞なく行います。一定期間経過後は、市からの承認・確認があったものとみなされるわけではなく、あくまで市による承認及び確認を得て頂く必要があります。
77	事業契約書（案）	4	第11条	6		本施設の設計	貴市の承諾を得れば、参加表明時に記載の無い第三者（設計企業）への差し替えが可能となっておりますが、募集要綱の応募者の参加資格要件では、運営企業を除き他の応募者の構成企業・協力企業にはなれないとあります。事業者決定後についても、落選した他のグループの構成企業・協力企業は、第三者にはなり得ないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、落選した他のグループの構成企業及び協力企業は事業契約第11条第6項の「第三者」にはなり得ません。もっとも、当該落選した他のグループの構成企業又は協力企業が（事業者の）構成企業又は協力企業から設計に係る業務の委託を受けることについては、事業契約上、特段の制限を設けていません。
78	事業契約書（案）	5	第11条	9	（1）	本施設の設計	貴市の帰責の場合、「市は、事業者と協議の上、合理的な期間、本引渡予定日を延期するとともに、当該増加費用又は損害を負担する。」とありますが、維持管理・運営期間も変更され、SPC運営費や融資費用等も含めて、その増加費用（損害）もご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	本引渡予定日が延期された期間分だけ当然に事業終了時期も延長されるわけではありません。なお、同号にいう「増加費用」にはSPC運営費・融資費用も含まれ得ますが、合理的な範囲に限られます。

No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
79	事業契約書（案）	5	第11条	9	(1)	本施設の設計	貴市の帰責で合理的な期間、本引渡予定日を延期され、維持管理・運営開始時期も変更された場合は、変更された期間分については事業終了時期（平成46年3月31日）が後ろに伸びるとの理解でよろしいでしょうか。 また、事業終了時期が変更されない場合は、維持管理・運営期間が短縮されますが、サービス購入料は減額されないとの理解でよろしいでしょうか。	本引渡予定日が延期されたとしても、当然に維持管理・運営期間も変更されるわけではありません。事業終了時期が延長されない場合には、あくまで、実際にサービスが提供された維持管理・運営期間に応じたサービス購入料のみが発生します。
80	事業契約書（案）	7	第17条	3	(1)	建設及び改修工事	「市は、事業者と協議の上、合理的な期間、本引渡予定日を延期するとともに、当該増加費用又は損害を負担する。」とありますが、維持管理・運営期間も変更され、SPC運営費や融資費用等も含めて、その増加費用（損害）もご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	本引渡予定日が延期されたとしても、当然に維持管理・運営期間も変更されるわけではありません。なお、同号にいう「増加費用」にはSPC運営費・融資費用も含まれ得ますが、合理的な範囲に限られます。
81	事業契約書（案）	7	第18条	1		公共工事等との調整	「本施設及びその周辺にて実施されることのある公共工事のスケジュールとの調整」とありますが、どのような公共工事が予定されているのかご教示ください。	現時点では、平成27年度にこども発達センター新築部分用地に係る造成工事、平成28年度に市道福祉センター北線歩道整備工事を想定しています。
82	事業契約書（案）	7	第18条	2		公共工事等との調整	「市のかかる作業スケジュールの把握に努め」とありますが、基本的には貴市から該当する作業スケジュールは通知されるとの理解でよろしいでしょうか。	実務上の取扱いとして、市から必要に応じて通知のうえ事業者と協議を行うことを想定しております。
83	事業契約書（案）	7	第18条	2		公共工事等との調整	貴市及び貴市から業務を受託している第三者から必要な協力が得られず、工期遅延が発生した場合は、貴市の帰責として必要に応じて引き渡し期日等の延期が認められるとの理解でよいでしょうか。また、その際に事業者が発生した増加費用及び損害は、貴市または当該第三者が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	実態に即して実質的に判断されるべきものではありませんが、市又は市が業務を委託した第三者の協力が得られないことにより、遅延が発生した場合には、市の責めに帰すべき事由によるものとして、事業契約第17条第3項第(1)号に従い、協議の上、合理的な期間、本引渡予定日が延期されるとともに、増加費用又は損害を市側が負担することになります。
84	事業契約書（案）	8	第21条	1		設計・建設期間中の第三者の使用	貴市の承諾を得れば、参加表明時に記載の無い第三者（建設企業）への差し替えが可能となっておりますが、募集要綱の応募者の参加資格要件では、運営企業を除き他の応募者の構成企業・協力企業にはなれないとあります。事業者決定後についても、落選した他のグループの構成企業・協力企業は、第三者にはなり得ないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、落選した他のグループの構成企業及び協力企業は事業契約第11条第6項の「第三者」にはなり得ません。当該落選した他のグループの構成企業又は協力企業が（事業者の）構成企業又は協力企業から本工事の施工に係る業務の下請を受けることについては、事業契約上、特段の制限を設けていません。
85	事業契約書（案）	8	第21条	2		設計・建設期間中の第三者の使用	建設工事では、多数の第三者（企業）が携わることになり、第三者毎に通知し、承諾を頂くことは、貴市・事業者双方にとって煩雑な業務となります。本項は、第20条4項に定める施工体制台帳を速やかに貴市に対して提出することで承諾と見なして頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	事業契約書（案）を修正し、市に事前に通知すれば足り、承諾までは要しないものとしします。なお、事業契約第21条第2項に基づく通知は、必ずしも、第三者毎に別の書面により行って頂く必要はなく、必要な関連資料が提供される限り、1通の通知で複数の第三者についてまとめて通知して頂くことも可能です。

No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
86	事業契約書（案）	9	第24条	2・3		各種調査	「市は、事業者と協議の上、合理的な期間、本引渡予定日を延期するとともに、当該増加費用又は損害を負担する。」とありますが、維持管理・運営期間も変更され、SPC運営費や融資費用等も含めて、その増加費用（損害）もご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	本引渡予定日が延期されたとしても、当然に維持管理・運営期間も変更されるわけではありません。なお、同項にいう「増加費用」にはSPC運営費・融資費用も含まれ得ますが、合理的な範囲に限られます。
87	事業契約書（案）	10	第26条	1		本施設の建設に伴う近隣対策	「事業者は、本工事に先立って、自己の責任及び費用負担において、周辺住民に対して事業日程及び本事業の概要の説明を行い」とありますが、説明を行うべき周辺住民の範囲をご教示ください。	岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例施行規則第37条第14号に基づき、事業区域の境界線から水平距離で、100メートル以内の区域となります。
88	事業契約書（案）	10	第26条	6		本施設の建設に伴う近隣対策	近隣住民の生活環境に影響を与えた場合、全て事業者負担となっておりますが、非常に厳しい内容となっております。事業者が、善管注意義務を果たしたと認められる上で近隣に生じた損害については、貴市のご負担として頂けないでしょうか。	事業契約第26条第7項に基づき、住民反対運動又は訴訟等に起因する費用及び損害の一部は市が負担しますので、原案どおりとします。
89	事業契約書（案）	12	第29条	3		工事の中止等	「市は、第1項により本工事事業者と協議の上、合理的な期間、本引渡予定日を延期するとともに、当該増加費用又は損害を負担する。」とありますが、維持管理・運営期間も変更され、SPC運営費や融資費用等も含めて、その増加費用（損害）もご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	本引渡予定日が延期されたとしても、当然に維持管理・運営期間も変更されるわけではありません。なお、同項にいう「増加費用」にはSPC運営費・融資費用も含まれ得ますが、合理的な範囲に限られます。
90	事業契約書（案）	12	第31条	1		事業者による完成検査等	「機器・器具等」とありますが、他の条文には「機器・備品等」とあります。定義集にも記載がありません。どのような使い分けかご教示下さい。	備品の試運転検査等というのは、用語として不自然であるため、事業契約第31条第1項では「機器・備品等」でなく「機器・器具等」としております。
91	事業契約書（案）	12	第31条	4		事業者による完成検査等	「市が相当と認める方法により検査しなければならない」とありますが、事業費に係わる事項となりますので、具体的な検査方法をご教示下さい。	市は、事業者からの「事業者による完成検査の方法」についての提案を受けて判断することを想定しているため、現時点で具体的な検査方法はお示しできません。
92	事業契約書（案）	13	第31条	5		仮使用	こども発達センター新築部分が仮使用となるケースが記載されておりますが、仮使用によりSPCに不動産取得税が課された場合には、当該費用は市にご負担いただけたと考えてよろしいでしょうか。（SPCは施設を原始取得し、未使用のまま所有権を市に移転することが不動産取得税の非課税要件になるものと理解しております）	法律（自治法）の解釈から、施設の供用開始は公の施設の開所（移転）と同時（条例の施行）となりますので、 「こども発達センター新築部分は、設計・建設業務の完了確認後に所有権を移転、同日供用開始（未使用のままの所有権移転）としますので、不動産取得税は課されないと理解しております。」 なお、募集要項及び要求水準書における仮使用に関する記載を修正します。
93	事業契約書（案）	14	第33条	3	(3)	市による本施設の工事完成確認及び工事完成確認通知の交付	「機器・備品等の取扱いに関する市への説明を実施」とありますが、事業者が説明を要するのは、事業者が調達した「機器・備品等」に限られるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
94	事業契約書（案）	14	第35条	2		事業者による維持管理・運営業務体制の整備	「開業準備業務が未了又は不十分であると判断した場合は、工事完成確認通知書の交付を留保する」とありますが、開業準備業務は、業務要求水準書（総則・全体概要・設計建設業務編）の開業準備業務（26頁）に限定されとの理解でよろしいでしょうか。また、引渡し予定日を想定するために本施設・各種設備・備品等の貴市への説明・研修は、工事完成確認後、どの程度の期間、何回行うことを想定されているのかご教示ください。	前段のご質問はご理解のとおりです（事業契約にいう「開業準備業務」は、「設計・建設業務のうち、業務要求水準書に定める開業準備業務をいう」ものと定義しております（事業契約・別紙1）。）。後段のご質問については、本施設・各種設備・備品等の具体的な内容次第ですが、あくまでこれらの内容に応じた合理的な期間及び回数を想定しております。

No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
95	事業契約書（案）	15	第37条	1		本施設の瑕疵担保	事業者が瑕疵担保責任を負うのは、事業者が調達した機器・備品等に限定され、貴市の指示により移設した既存の機器・備品等については、瑕疵担保責任を負わないとの理解でよろしいでしょうか。	原則として瑕疵担保責任は負いませんが、明らかな過失があると認められた場合には、瑕疵担保責任を負っていただくこともあります。
96	事業契約書（案）	15	第37条	4・5		本施設の瑕疵担保	5項ただし書きに該当する場合を除き、既存施設の躯体を補修・再利用した場合には、引渡しの日から10年以内に出た不具合は、いかなる事由であっても事業者の責任範囲となるとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約第37条第4項において、一定の場合には、同条第1項の瑕疵担保責任を負わない旨を規定しております。
97	事業契約書（案）	15	第37条	5		本施設の瑕疵担保	事業者が負担する、既存施設の躯体を本施設の一部として再利用することが適するか否かの調査義務は、この種の調査において一般的且つ合理的に求められる範囲のものであって、当該調査によっても把握困難な使用材料の存在や、把握可能であっても、現時点で広く一般に認識されていない使用材料の特性などについては、事業者が知らなかったことにつき過失があったと推定されるものから除かれる、との理解でよろしいでしょうか？	ご指摘のようなケースであっても推定の対象には含まれるものの、「当該調査によっても把握困難な使用材料の存在や、把握可能であっても、現時点で広く一般に認識されていない使用材料の特性」等の事実が立証されれば、推定は覆されることになると考えられます。ただし、あくまで個別具体的な事情に即して実質的に判断されることとなります。
98	事業契約書（案）	16	第40条	1		指定管理者としての指定（別紙13）	「別紙13の様式に従い、事業年度ごとに年度別協定書を締結する。年度別協定書の原案は、事業年度ごとに市がこれを作成し、事業者に示す。」とありますが、別紙13は白紙となっております。どのような目的や内容での協定書であるのかご教示頂き、素案や参考例のご提示も合わせてお願いできないでしょうか。	例として、別添資料岡崎市こども発達センター等指定管理業務に係る年度別協定書(案)を公表しますので参照してください。
99	事業契約書（案）	16	第40条	1		指定管理者としての指定	事業者がこども発達センターと新友愛の家の指定管理者として指定されることになっておりますが、募集要項では市、支援センター指定管理者、その他が運営主体となっております。指定管理者としての事業者の役割は募集要項に定められる範囲に限られるとの理解でよろしいでしょうか。また、条文を募集要項に合わせて訂正頂けないでしょうか。	事業契約書(案)を修正します。
100	事業契約書（案）	17	第42条	2		維持管理・運営業務計画書の作成・提出	「取引関連文書」とは具体的にどの文書を指すのでしょうか。取引関連文書の定義をご明示頂けないでしょうか。	事業契約第42条第2項の「取引関連文書」は「要求水準書」に修正します。
101	事業契約書（案）	18	第47条	2		維持管理・運営業務に伴う近隣対策	近隣住民の生活環境に影響を与えた場合、全て事業者負担となっておりますが、非常に厳しい内容となっております。事業者が、善管注意義務を果たしたと認められる上で近隣に生じた損害については、貴市のご負担として頂けないでしょうか。	事業契約第47条第3項に基づき、住民反対運動又は訴訟等に起因する費用及び損害の一部は市が負担しますので、原案どおりとします。
102	事業契約書（案）	19	第49条	1		関係者との調整	「事業者は、維持管理・運営業務計画書の策定に当たって、本施設運営関係者との間で、必要な協議を行う」とあります。また、別紙1の定義集で、「本施設運営関係者とは、維持管理・運営業務を遂行する上で、本施設の利用等について調整を行う必要のある利害関係人(障がい者団体等)をいう。」とあります。調整の必要な本施設運営関係者のリストをご提示頂けないでしょうか。	市以外の団体については、回答No.1及びNo.27を参照してください。

No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
103	事業契約書（案）	21	第52条	5		本施設の修繕	貴市が行う改築、増築、模様替え、取り壊しは本項の貴市の責めに帰すべき事由に該当すると理解してよろしいでしょうか。また、そのために以後の維持管理・運營業務等に係る費用に影響した場合は、当該増加費用も貴市でご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	前段のご質問についてですが、実態に即して実質的に判断されるべきものではありませんが、市が市側の事情により行った改築、増築、模様替え、取り壊しは、通常、市の責めに帰すべき事由に該当すると考えます。後段のご質問については、市の責めに帰すべき事由により、維持管理・運營業務に要する費用が増加する場合には、事業契約第45条第3項第1号に従って、市が当該増加費用を負担することになります。
104	事業契約書（案）	22	第56条	1		独立収益事業（別紙13）	「別紙13の様式に従った年度別協定書を市との間で締結する」とありますが、別紙13の様式について具体的な内容をご明示頂けないでしょうか。	回答No.98を参照してください。
105	事業契約書（案）	22	第56条	6		独立収益事業	「市は、喫茶運營業務の一部又は全部の終了により市に生じた損害につき、事業者に損害賠償請求を行うことができる。」とありますが、独立収益事業のため損害賠償請求は、ご容赦頂けないでしょうか。喫茶運営企業が参画を検討する上で高いハードルとなります。	市に損害が生じた場合には、賠償して頂く必要がありますので、原案どおりとします。
106	事業契約書（案）	24	第60条	1		設計・建設業務に係る対価の変更、減額及び支払の留保	「その変更分相当額を設計・建設業務に係る対価に反映」とありますが、割賦部分に変更分相当額が及ぶ場合、融資契約の変更等に係る費用が発生し、貴市のご負担が増加することとなります。当該対価の変更は、一括払い部分のみに反映、若しくは、事業費とは別途でのお支払いとの理解でよろしいでしょうか。また、割賦部分にも変更が及ぶ場合は、融資契約・保険料変更等に係る費用も貴市でご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	設計・建設業務に係る対価への反映の方法については、事業契約第60条第1項に基づく協議の上、市の合理的な裁量により決定します。割賦部分にも変更が及ぶ場合、増加費用は、その原因に応じて、市の事情に起因する場合には合理的な範囲で市が負担しますが、法令変更や不可抗力に起因する場合には、事業契約第79条や第81条によります。
107	事業契約書（案）	25	第63条	3		契約期間	「本施設及び設備機器並びに什器・備品等の改修、修繕及び更新の必要性を検討し、必要な改修、修繕及び更新を行う。」とありますが、大規模修繕は、本事業に含まれておりません。相応の経年劣化の程度であり、支障なく運営できる状態であれば、設備機器等の更新を行う必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	業務要求水準を満たす状態であれば、改修、修繕及び更新を行う必要はありません。
108	事業契約書（案）	25	第63条	4		契約期間	「市は、本事業の終了に際し、モニタリング・減額方法説明書の定めに従い、本事業終了時のモニタリングを実施し、第59条及び第60条の規定に従い、設計・建設に係る対価の支払の留保及び事業者に対する費用請求を行う」とありますが、事業期間中に、建物・設備は経年劣化します。要求水準書での機能が保持されていれば、減額の対象外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
109	事業契約書（案）	25	第63条	6		契約期間	「調査」対象は、事業者が調達した「設備機器並びに什器・備品等」に限定されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
110	事業契約書（案）	27	第64条	4		本施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	「出来形部分」の「全部又は一部」を買い受けることができるとなっていますが、貴市の検査で合格した出来形部分は全て貴市が買い受けて頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	買い受ける対象は、事業者が市による買い受けを希望するものの中で市が合理的な裁量により買い受けることを決めたものとなります。

No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
111	事業契約書（案）	27	第64条	4		本施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	「出来形部分」には、本土地以外で本事業のために製作された建設資機材や備品も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	回答No.110の範囲内であれば、本土地以外で製作されたものも買い受けの対象となります。
112	事業契約書（案）	27	第65条	2		本施設引渡し前の市の責めに帰すべき事由による契約解除等	事業者が事業契約に則って設置・搬入・製作(本土地外で製作したものを含む)等をした全てを貴市が買い受けて頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	買い受けの対象となる出来形部分は、市の合理的な裁量により判断されます。なお、事業契約65条第1項に基づく解除により生じた損害については同条第3項に基づく損害賠償の対象となります。
113	事業契約書（案）	27	第65条	2		本施設引渡し前の市の責めに帰すべき事由による契約解除等	貴市の事由による解除であるため、事業者がいち早く資金を回収できるよう、当該費用は全て一括で支払って頂けないでしょうか。	一括での支払とするか、支払スケジュールに従った支払とするかは、解除時期、買い受ける出来形部分の金額等に応じて判断する必要がありますので、原案どおりとします。
114	事業契約書（案）	28	第66条	1	(2)	本施設引渡し前の法令変更による契約の解除	「事業者の全株式を、法令に基づき、市が認める条件で、市が承認する第三者へ譲渡させることができる。」とありますが、法令変更は事業者の帰責には当たらないため、「市と事業者が認める条件」と訂正頂けないでしょうか。	譲渡人と譲受人の間で合意された条件について、市が承認するというプロセスを想定しておりますので、原案どおりとします。
115	事業契約書（案）	28	第67条	1		本施設引渡し前の不可抗力による契約解除	「60日以内に(中略)合意が成立しない場合」とありますが、第78条第2項では、90日間の協議期間が設けられております。本条でも90日間の協議期間に訂正頂けないでしょうか。	地震等、不可抗力に係る事由が生じた場合には、早急に対応する必要がありますので、原案どおりとします。
116	事業契約書（案）	28	第67条	1	(2)	本施設引渡し前の不可抗力による契約解除	「事業者の全株式を、法令に基づき、市が認める条件で、市が承認する第三者へ譲渡させることができる。」とありますが、不可抗力は事業者の帰責には当たらないため、「市と事業者が認める条件」と訂正頂けないでしょうか。	譲渡人と譲受人の間で合意された条件について、市が承認するというプロセスを想定しておりますので、原案どおりとします。
117	事業契約書（案）	28	第67条	2		本施設引渡し前の不可抗力による契約解除	出来形部分のうち、貴市の検査で合格した部分のみの所有権を取得するとされていますが、不可抗力(大地震等)の場合、既施工部分にも多大な被害が発生している場合が想定されます。その場合、出来形検査で破損していない部分のみを合格とされ、貴市による取得対象とされますと、別紙14で規定する事業者側のリスク分担を著しく超えて事業者負担が求められることが考えられます。そのため、不可抗力による契約解除の場合、破損した部分も含めた出来高相当額から別紙14に定める事業者負担分を控除した額を貴市が負担して頂けないでしょうか。	不可抗力により出来形部分が破損した場合についても、事業契約第81条が適用され、別紙14に従って処理されますので、原案どおりとします。
118	事業契約書（案）	29	第68条	4		本施設引渡し以後の事業者の責めに帰すべき事由による本指定の取消し	ここでいう「未経過の事業年度」とは、本指定の取消日を含む事業年度の翌事業年度から最終事業年度である平成45年度までの間を指す、との理解でよろしいでしょうか？	「未経過」の事業年度ですので、本指定の取消日の属する事業年度から最終事業年度までの間を意味します。

No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
119	事業契約書（案）	29, 30	第68条	4		本施設引渡し以後の事業者の責めに帰すべき事由による本指定の取消し	違約金の計算基礎となる「維持管理・運営業務に係る対価の額」には、これに係る消費税及び地方消費税相当額は含まれない、との理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
120	事業契約書（案）	30	第68条	5		本施設引渡し以後の事業者の責めに帰すべき事由による本指定の取消し	違約金の計算基礎となる「維持管理・運営業務に係る対価の額」には、これに係る消費税及び地方消費税相当額は含まれない、との理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
121	事業契約書（案）	30	第69条	3		本施設引渡し以後の法令変更による本指定の取り消し	貴市の事由による解除であるため、事業者がいち早く資金を回収できるよう、当該費用は全て一括で支払って頂けないでしょうか。	一括での支払とするか、支払スケジュールに従った支払とするかは、指定の取消時期、設計・建設業務に係る対価の残額の金額等に応じて判断する必要がありますので、原案どおりとします。
122	事業契約書（案）	30	第70条	1	(2)	本施設引渡し以後の法令変更による本指定の取り消し	「事業者の全株式を、法令に基づき、市が認める条件で、市が承認する第三者へ譲渡させることができる。」とありますが、法令変更は事業者の帰責には当たらないため、「市と事業者が認める条件」と訂正頂けないでしょうか。	譲渡人と譲受人の間で合意された条件について、市が承認するというプロセスを想定しておりますので、原案どおりとします。
123	事業契約書（案）	31	第71条	1		本施設引渡し以後の不可抗力による本指定の取り消し	「60日以内に(中略)合意が成立しない場合」とありますが、第78条第2項では、90日間の協議期間が設けられております。本条でも90日間の協議期間に訂正頂けないでしょうか。	地震等、不可抗力に係る事由が生じた場合には、早急に対応する必要がございますので、原案どおりとします。
124	事業契約書（案）	31	第71条	1	(2)	本施設引渡し以後の不可抗力による本指定の取り消し	「事業者の全株式を、法令に基づき、市が認める条件で、市が承認する第三者へ譲渡させることができる。」とありますが、不可抗力は事業者の帰責には当たらないため、「市と事業者が認める条件」と訂正頂けないでしょうか。	譲渡人と譲受人の間で合意された条件について、市が承認するというプロセスを想定しておりますので、原案どおりとします。
125	事業契約書（案）	33	第77条	1		契約保証金	契約保証金の額として“設計・建設業務の対価の合計額からの事業者の資金調達上必要な融資に係る金利相当額を除いた額”との記載がありますが、“事業者の資金調達上必要な融資に係る金利相当額を除いた額”とは“割賦金利”のことと考えてよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。明確化のため、事業契約書(案)を修正します。
126	事業契約書（案）	33	第77条	1		契約保証金	契約保証金の額として“設計・建設業務の対価の合計額からの事業者の資金調達上必要な融資に係る金利相当額を除いた額”との記載がありますが、消費税相当額は含まれないと理解してよろしいでしょうか。	消費税相当額も含まれます。明確化のため、事業契約書(案)を修正します。
127	事業契約書（案）	35	第80条	2		通知の付与及び協議	「60日以内に(中略)合意が成立しない場合」とありますが、第78条第2項では、90日間の協議期間が設けられております。本条でも90日間の協議期間に訂正頂けないでしょうか。	地震等、不可抗力に係る事由が生じた場合には、早急に対応する必要がございますので、原案どおりとします。
128	事業契約書（案）	36	第87条			財務書類	事業者は会社法上の大会社に準じた公認会計士の監査済みの計算書類を市に提出するとありますが、これは事業者が会計監査人設置会社になるということを意図しているのでしょうか。	会計監査人設置会社とすることを求めるものではなく、あくまで計算書類についての要件です。
129	事業契約書（案）	57	別紙8.1	9		工事開始前の提出図書	「一式委」は「一式」の誤りでしょうか。	ご指摘のとおりです。事業契約書(案)を修正します。

No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
130	事業契約書（案）	60	別紙10	8・9		工事完成図書	備品リスト及び備品カタログは、事業者が調達したものに限るとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
131	事業契約書（案）	61	別紙11	1	(2)	請負業者賠償責任保険	設計・建設期間中の保険として“請負業者賠償責任保険”の付保が義務付けられておりますが、保険契約者は建設企業でもよろしいでしょうか。	原則として、事業契約書に基づいて、SPCが保険契約者となる請負業者賠償責任保険を手配してください。その際、追加被保険者として市を指定してください。その他の方法を採用する場合は、以下の点に留意してください。 1. 損害保険会社より、SPCと各構成企業又は協力企業が締結する請負契約書に基づいてしか、保険の引受が出来ない旨の意見があった場合 ①市を追加被保険者として指定すること ②運営業務や建設業務等、1つの業務を複数企業が行なう場合は、各企業が個別に請負契約賠償責任保険を締結するのではなく、業務ごとに一括付保すること 2. 既に締結している既存の包括請負賠償責任保険に、本事業を対象として含む場合 ①市を追加被保険者として指定すること ②事業契約書「保険等の取扱い」に定められた内容が全て満たされていること ③上記①②、保険契約者となるすべての企業の保険証券において満たされていること ④当該保障を必要とする期間が終了するまでの間、上記①～③の要件が遵守されない場合でも、発生した事故等に対し、その損害賠償について、代表企業等が責任を持って履行すること。
132	事業契約書（案）	61	別紙11	2	(1)	第三者賠償責任保険	維持管理・運営期間中の保険として“第三者賠償責任保険”の付保が義務付けられておりますが、保険契約者は維持管理企業、運営企業でもよろしいでしょうか。	回答No.131を参照してください。 ただし、請負業者賠償責任保険を「第三者賠償責任保険」と読み替えてください。 なお、管理財物や管理不動産に対する賠償責任(施設管理者が市の所有物の毀損を与えた場合の民法415条に基づく原状復帰義務履行)の特約が第三者賠償責任保険において付帯できることがあります、手配は事業者の任意判断とします。
133	事業契約書（案）	66	別紙14	2	(1) 1)	設計・建設期間	増加費用負担額の計算基礎となる「設計・建設業務に係る対価の額」には、これに係る消費税及び地方消費税相当額は含まれない、との理解でよろしいでしょうか？	消費税及び地方消費税相当額を含みます。明確化のため、事業契約書(案)を修正します。
134	事業契約書（案）	67	別紙14	2	(2) 1)	設計・建設期間	第三者賠償負担額の計算基礎となる「設計・建設業務に係る対価の額」には、これに係る消費税及び地方消費税相当額は含まれない、との理解でよろしいでしょうか？	回答No.133を参照してください。
135	事業契約書（案）	66	別紙14	2	(1) 2)	維持管理・運営期間	増加費用負担額の計算基礎となる「維持管理・運営業務に係る対価」には、これに係る消費税及び地方消費税相当額は含まれない、との理解でよろしいでしょうか？	回答No.133を参照してください。
136	事業契約書（案）	67	別紙14	2	(2) 2)	維持管理・運営期間	第三者賠償負担額の計算基礎となる「維持管理・運営業務に係る対価」には、これに係る消費税及び地方消費税相当額は含まれない、との理解でよろしいでしょうか？	回答No.133を参照してください。

No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
137	参加資格様式集	6				添付書類	貸借対照表については各会計の総合計のものでよいのか。 損益計算書については、資金収支計算書と事業活動収支計算書でよいのか。	ご理解のとおりです。
138	参加資格様式集	6				添付書類	納税証明書については、こちらで予めとったものをコピーし、原本証明で用意することによりよいのか。また、納税不要の証明は必要か。	法人税及び消費税については、「その3の3 法人税と消費税及地方消費税について未納税額のない証明書」を提出してください。法人事業税についても、未納の税額がない旨の証明書を提出してください。いずれの提出にあっても、正本には原本を添付してください。
139	提案審査様式集					金額単位	金額記載の様式は、全て円単位となっておりますが、数値の桁数が多くなり、見づらくなります。表形式の資格審査様式は、千円単位として頂けないでしょうか。	提案審査様式を修正します。
140	提案審査様式集	1	作成要領	1	(2)	使用ソフト	「使用ソフトは、Microsoft Word又はExcel、JWCAD(それ以外については、dxf変換を行うこと)」とありますが、イラストレーター等の他ソフトの使用をご了承いただけませんか。EXCFLは計算式が必要とのことです。EXCEL以外は、PDFデータでの提出として頂きたいをお願いします。	イラストレーター等、他のソフトを使用し、excel以外はPDFファイルで提出頂いて結構ですが、PDFとは別に、CAD及びword等、編集可能なデータの提出をお願いいたします。
141	提案審査様式集	1	作成要領	1	(2)	使用ソフト	「使用ソフトは、Microsoft Word又はExcel、JWCAD(それ以外については、dxf変換を行うこと)」とありますが、バージョンの指定がありましたらご提示下さい	Microsoft Excel及びWordは、Office2013で支障なく動作するものとしてください。JWCADは7.11で支障なく動作するものとしてください。
142	その他関係資料					岡崎市こども発達センター有料貸出施設利用方針	第5条2項について、新友愛の家並びに、その他の福祉の村の施設が有料貸出施設を利用する場合の優先順位はどこになるのか。	事業者がこども発達センター又は新友愛の家の業務で使用する時間を除き、有料貸出することを想定しています。誤解を防ぐため、表記を修正します。 その他の福祉の村の施設については、市は、その他の者が利用する場合と同様と考えています。施設の設置目的に照らし合わせて、他者と差別的でない合理的な理由があれば、利用方針に沿った範囲内で、障がい者団体が利用する場合とその他の者が利用する場合の間に優先の条件を提案することができます。
143	その他関係資料					岡崎市こども発達センター託児室利用方針	満3歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日までの間にある者と記載があるが3歳の子どものみしか利用できないのか。	「満3歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日までの間にある者」とは、幼稚園及び保育園の年少児の学年に達する前の者を指し、0歳（一般的に保育園等に預けることが可能な月齢）から3歳までを想定しています。誤解を防ぐため、表記を修正します。
144	その他関係資料					岡崎市新友愛の家有料貸出施設利用方針	第5条2項について、新友愛の家が業務で利用する場合を第1優先にさせていただきたいです。	回答No.142を参照してください。
145	その他関係資料					岡崎市新友愛の家有料貸出施設利用方針	第5条2項について、その他の福祉の村の施設が有料貸出施設を利用する場合の優先順位はどこになるのか。	回答No.142を参照してください。
146	その他関係資料						岡崎市こども発達センター有料貸出施設利用方針を始め5つの利用方針が定められたが、利用方針を変更することはできるのか。	今回の質疑を受けて修正するものを除き、募集の段階で変更は予定していません。利用方針は市としての考え方（最低限又は上限等）定めるものですので、利用方針を考慮し事業者が利用規則案を提案してください。
147	説明会					造成	説明会にて、該当敷地の造成の資料を7月に公表されるのですが、その造成に関して、公表後に質疑をうかがえるようにしていただけますか。	造成関係の資料公表時に、質疑方法についても提示します。

No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
148	説明会					造成	造成計画にて、敷地の高低差に関し、現状の法面の形状は、現状のままの利用と考えてよろしいでしょうか。擁壁等の計画があるのでしょうか。	新たに擁壁等を築造する予定はありません。
149	説明会					造成	新しい敷地は現状地盤より1m程度上げると聞いていますが、どここの位置を基準に想定していますか。また、造成の資料にレベルは記載されるのでしょうか。	特定の点から1mでなく、平均して1m程度上がります。造成資料にはレベルを記載します。